

# 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の創設 (有人国境離島法関係予算)について

平成29年4月4日 総務省自治財政局調整課

# 目次

1. 有人国境離島法について

••••• 1

2. 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について

••••• 4

# 1. 有人国境離島法について

# 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る 地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年 法律第33号)の概要

# 目 的

この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

# 定義

#### 有人国境離島地域

- 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域(当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。)内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域
- 2 1のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住する ものの地域

#### 特定有人国境離島地域

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を 図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの(特 定有人国境離島地域名、特定有人国境離島地域を構成する離島等を別 表に明記)

# 国の責務

国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

# 基本方針:計画

- 〇 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとする。

# 有人国境離島地域に係る施策

#### <保全>

- 国は、国の行政機関の施設の設置に努める。
- 二 国は、土地の買取り等に努める。
- 三 国及び地方公共団体は、港湾等の整備に努める。
- 五 国及び地方公共団体は、広域の見地からの連携が図られるよう配慮する。
- くその他>
- 〇 啓発活動

# 特定有人国境離島地域に係る施策

保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲 げる事項について適切な配慮をする。

- <地域社会の維持>
- 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化(特別の配慮)
- 二 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化(特別の配慮)
- 三 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
- 四 雇用機会の拡充等
- 五 安定的な漁業経営の確保等
- ※ 必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

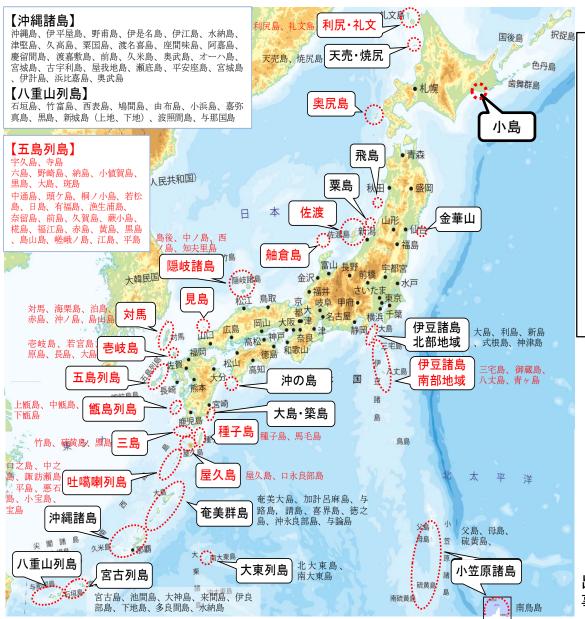
<参考:有人国境離島法(平成28年法律第33号)> (財政上の措置等)

第十一条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、計画の円滑な実施その他の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

# その他(施行期日等)

- ・この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行する。 また、平成39年3月31日限り、その効力を失う。
- ・内閣府設置法の一部改正(本法案に係る事務の所管)等

# 有人国境離島地域の位置図



**有人国境離島地域** (地図黒字+地図赤字) 13都道県 29地域 148島

自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる2以上の離島で構成される地域(<u>領海基線を有する</u> 離島があるものに限る。)で、<u>日本国民が居住</u>するもの

**うち特定有人国境離島地域** (地図赤字) 8都道県 15地域 71島

<u>継続的な居住が可能となる環境整備を図ること</u>が 地域社会を維持する上で<u>特に必要</u>と認められるも の

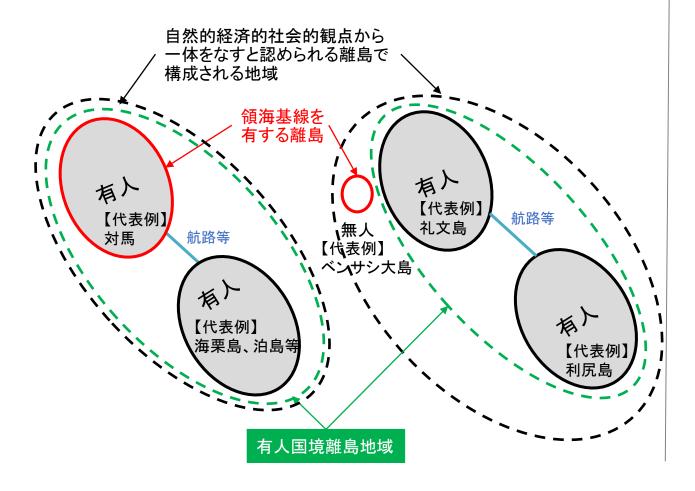
※特定有人国境離島地域は法(別表)で特定されているが、有人国境離島地域については、法4条に基づく国の基本方針にて特定。

出典:国土地理院の地図を基に総合海洋政策推進 事務局が作成。

# 有人国境離島地域の特定の考え方

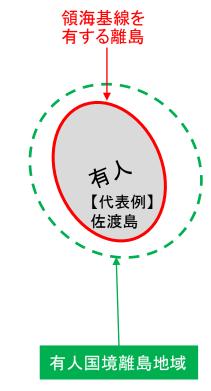
# 【法2条第1項】

自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる2以上の離島で構成される地域(当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。)内に現に日本国民が居住する離島で構成される地域。



### 【法2条第2項】

領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住する ものの地域。



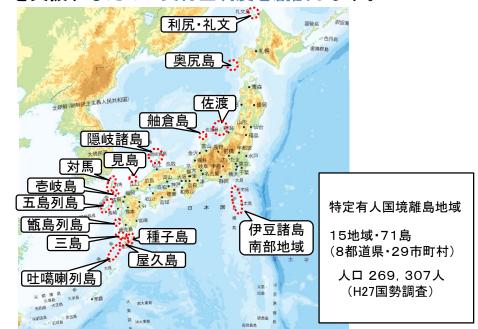
# 2. 特定有人国境離島地域社会維持推進 交付金について

# 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(內閣府総合海洋政策推進事務局)

50億円(新規) 29年度予算額

# 事業概要•月的

〇近隣諸国の海洋活動が活発化している状況に鑑み、平 成29年4月に施行する有人国境離島法に基づく施策を推 進するため、特定有人国境離島地域の地域社会の維持 を支援するための交付金制度を創設します。



# 事業イメージ・具体例

# ①運賃低廉化

- 〇離島住民向けの航路・ 航空路の運賃を、JR 運賃並、新幹線運賃並 に引き下げ
- ○老朽船舶更新のための 旅客運賃引上げを抑制 交付率 5.5/10

# ②物資の費用負担の軽減

- 〇農水産物(生鮮)全般 の 移出に係る輸送コス トを 低廉化
- 〇これらの原材料等の 移入に係る輸送コスト を低廉化

交付率 6/10

# ③雇用機会の拡充

〇民間事業者等による創 業・事業拡大等のための 設備投資資金、運転資 金への支援(重要な取 組は最長5年支援) 交付率 5/10

# ④滞在型観光の促進

〇「もう一泊」してもらうた めの旅行商品等の開 発、企画、宣伝、実証、 販売促進により、旅行 者の実質負担を軽減 交付率 5.5/10

# 資金の流れ

围 交付金 交付率 6/10等 特定有人国境離島関係 地方公共団体

協議会、農協・漁協等

補助金等

- 航路、航空事業者
- 農業者、漁業者
- ・観光事業者
- ・創業、事業拡大を

# 期待される効果

特定有人国境離島地域の

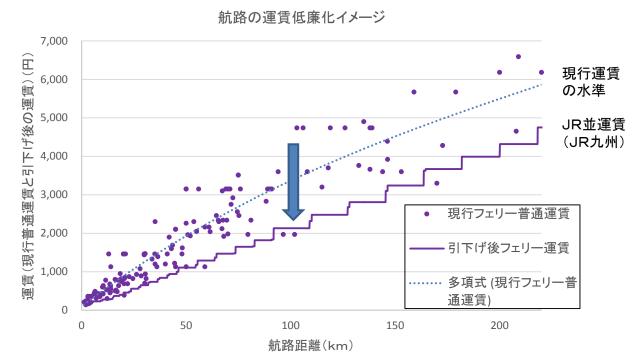
- 人口減を抑制します。
- 新規雇用者数が増加します。
- 観光客等交流人口が増加します。

# 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金①(航路運賃の低廉化)



特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住民の航路運賃をJR運賃並みまで低廉化する経費の一部を支援する。

フェリー運賃は平均40%、高速船の運賃は平均33%、ジェットフォイルの運賃は平均36%引き下げ(数字は限度額まで引き下げた場合の普通運賃からの割引率の単純平均)



#### 【交付金の流れ】

# 内閣府



### 事業実施主体 (都道県又は市町村)



## 事業実施者 (一般旅客定期航路事業者)

交付率55/100 特別交付税措置 ※割引住民運賃の水準は、事業実施主体が決定(必要に応じて地方公共団体や事業者等で構成する協議会にて協議)

# 事業の概要

- (1)事業実施主体 地方公共団体(都道県又は市町村)
- (2)事業実施者 国内一般旅客定期航路事業者
- (3)低廉化の対象者
  - ①特定有人国境離島に居住する者
  - ②これに準ずると市町村長が認める者 ※離島での移住・定住や継続的来訪を検討 する者等を市町村長が「準住民」と認定し、 割引住民運賃まで引き下げることが可能
- (4)引下げ下限運賃

フェリー:JR在来線並

高速船 :JR特急自由席並

ジェットフォイル:JR特急指定席並

※交付金による割引住民運賃の水準は、

事業実施主体において決定

(5)交付対象経費

現行住民運賃からの引下げ経費

(6)負担割合

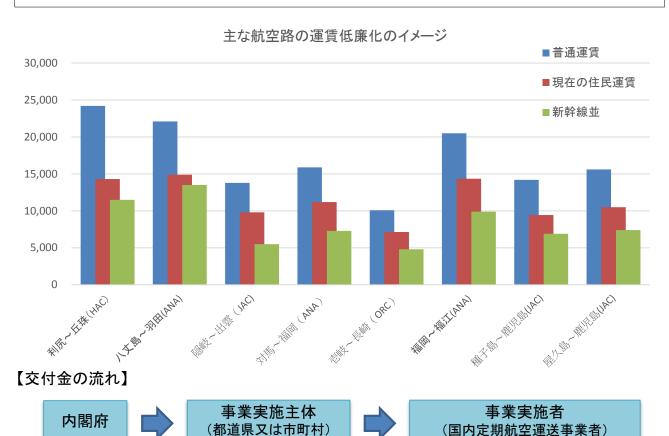
国 5.5/10 地方公共団体 4.5/10

# 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金①(航空路運賃の低廉化)



特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住民の航空路運賃を新幹線運賃並みまで低廉化する経費の一部を支援する。

航空路運賃は平均35%引き下げ(数字は限度額まで引き下げた場合の現行住民運賃からの割引率の単純平均)



交付率55/100 特別交付税措置 ※割引住民運賃の水準は、事業実施主体が決定(必要に応じて地方公共団体や事業者等で構成する協議会にて協議)

# 事業の概要

- (1)事業実施主体
  - 地方公共団体(都道県又は市町村)
- (2)事業実施者

国内定期航空運送事業者(日常拠点性を 有する同一都道県離島定期航路路線及び これに準ずる路線)

- (3)低廉化の対象者
  - ①特定有人国境離島に居住する者
  - ②これに準ずると市町村長が認める者 ※離島での移住・定住や継続的来訪を検討 する者等を市町村長が「準住民」と認定し、

割引住民運賃まで引き下げることが可能

(4)引下げ下限運賃

新幹線運賃並(38円/km)

- ※交付金による割引住民運賃の水準は、 事業実施主体において決定
- (5)交付対象経費

普通運賃の26%割引額又は現行住民運 賃のいずれか低い額から引下げ後運賃へ の引下げ経費

(6)負担割合

国 5.5/10 地方公共団体 4.5/10

# 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金②(輸送コスト支援)



特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興 を図る観点から、農水産品全般(加工品以外)の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援

現 状

離島活性化交付金 (戦略産品4品目 の移出)

戦略産品の原材料等の移入 (それぞれ1品目まで)

海上・航空輸送コストは 最大で8割軽減

> 交付率 国6/10 地方2/10

民間2/10

事業費約11億円(概算)

新交付金と離島 活性化交付金拡 充による措置

地域社会維持推進交付金

交付率

国1/3

地方1/3

民間1/3

(農水産品23品目(加工されてないもの全般)の移出)

上記品目の原材料の移入 (それぞれ1品目まで)

事業費約16億円(概算)

(それぞれ1品目まで) 事業費約12億円(概算)

離島活性化交付金

(戦略産品4品目

の移出)

戦略産品の原材料等の移入

移出対象品目

※港湾調査の品目 分類表の小分類

農水産品(生鮮品全般)

大麦、小麦、その他の麦、米、とうもろこし、豆類、雑穀、いも類、 野菜類、果物類、綿花、麻、油脂用作物、工芸作物(砂糖きび 等)、花卉·種子、羊毛、鳥獸肉、鳥獸類、未加工乳、鳥卵、動物 性粗繊維・原皮・原毛皮、その他畜産品、魚介類(生鮮、冷凍も

林産品、鉱産品、 工業品(例:製造食品、飲 料、水、産業機械など) 農産加工品(なわ、むしろ等) 魚介類(塩蔵、乾燥もの) その他の水産品(海草類 のり加工品等)

農協、漁協等の出荷団体からの出荷の輸送費のほか、本土の卸、商社、製造メーカー等 からの直接仕入れに係る輸送費も支援可能とし、新たな販路拡大を促進

#### 【交付金の流れ】

#### 内閣府



事業実施主体 (都道県又は市町村)



事業実施者 (民間団体等)

交付率最大6/10 特別交付税措置 交付率最大8/10 (国6/10,地方2/10)

# 事業の概要

(1)事業実施主体

地方公共団体(都道県又は市町村)

(2)事業実施者

民間団体等(農業協同組合、漁業協同組合、地 域商社等の出荷団体、本土の仕入れ業者等)

(3)対象品目

①本土に出荷する農水産物最大23品目(加工 されていないもの全般)の移出

②移出する1品目に対する原材料等1品目の移 入(飼料、氷、箱等)

※①以外の品目についても、戦略産品として離 島活性化交付金(国土交通省)により4品目まで 輸送費の支援が可能

(4)対象経費

海上輸送又は航空輸送に係る経費(荷捌き経 費、往路又は復路の空荷輸送経費を含む)

(5)負担割合

国6/10(地方公共団体の負担の3倍を超えない 額)、地方公共団体2/10、事業者2/10







# 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金③(雇用拡充)



特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を最長5年間支援

# 創業支援(事業費600万円まで)

- 〇特定有人国境離島地域住民による創業資金(設備資金、運転資金)の支援
- OUIJターン移住者や地域おこし協力隊卒業者の創業資金の支援し、定住・定着を促進
- 〇やる気がある若い人を後継者として事業を引き継ぐ場合(事業承継)の設備や施設の 改修費等の支援し、廃業に歯止め

特定有人国境離島での開業件数 729件(経済センサス2014)→ 年間170件増加目標



廃校を活用した酒蔵などの 生産加工施設や、古民家を 改修して地元食材を使った 料理を提供するカフェなどを オープン



旅行客に貸し出す自転 車や釣り具、マリンレ ジャーなどの道具を整備 し、レンタルショップを オープン

# 事業拡大支援(事業費最大1600万円まで)

- 〇新しく人を雇って生産能力の拡大やサービスの付加価値向上を行う事業者の設備投資 資金や運転資金の支援
- 〇地元産品の販路拡大等のために地域外に設立した地域商社に産品を納品する地元加工場等の生産力拡大のための設備投資資金の支援(地域内での雇用増が必要)
- 〇島内の事業所がUIJターン者や地域おこし協力隊卒業者を新たに雇用して事業拡大 を行う場合の雇い入れを支援し、定住・定着を促進

【交付金の流れ】

交付率最大1/2 特別交付税措置

交付率最大3/4

内閣府



事業実施主体 (都道県又は市町村)



事業実施者 (民間団体等)

## 事業の概要

- (1)事業実施主体 地方公共団体(都道県又は市町村)
- (2)事業実施者
  - ① 特定有人国境離島地域内に事業所を有する事業 者又は事業所を設置しようとする事業者
  - ② 特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として事業を実施する者
- (3)対象経費
  - ①設備費、改修費(設備投資資金)
  - ②広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、島外からの 事務所移転促進費、従業員の資格取得・講習受講 経費(運転資金)
  - ※地域社会を維持するうえで特に重要と認められる 事業については、1年毎に延長可能(最長5年間ま で)
- (4)事業費上限

創業支援:事業費600万円 事業拡大:事業費1600万円

- ※設備投資を伴わない事業拡大:事業費1200万円
- (5)負担割合

国 1/2、地方公共団体 1/4、事業者 1/4

このほか、利子補給制度により、最大3年間の 元金据置・実質無利子の融資で事業資金を支援

# 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金④(滞在型観光促進)



特定有人国境離島にて「もう一泊」※したいと旅行者に思わせるような島での食や体験といった地域の魅力の旅行商品化や、観 光サービスの担い手の育成などの取組を支援(※「日帰り」から「一泊」へ、「一泊」から「二泊」へ、など「もう一泊」の工夫)

地元における魅力的な現地観光サービス・人づくりの促進と大手旅行会社等による新しい旅行商品化を促進

## 旅行商品や滞在プランの 企画 開発

#### 実証・官伝

# 販売促進

○地域の魅力の発掘、再発見

○着地型観光メニューの洗い 出し、ブラッシュアップ

〇地域での合意形成、商品 化、プラン化

〇旅行会社等による商品企 画•開発

○着地型観光メニューの担 い手によるサービスの実証 的な提供、実証に要する器 具、機材等の購入

〇滞在プランのモニター

〇旅行商品や滞在プランの 広告官伝

地元の観光協会、

自治体、観光従事者等

〇滞在プランとセットで割引と なる企画航空券・乗船券等の 販売、特別価格での宿泊(割 引分への補助)

〇旅行代理店への委託販売 (委託料への補助)

○開発した旅行パックの割引 販売(割引分への補助)

> 航路,航空路事業者 旅行会社、宿泊事業者

地元の観光協会、自治体、 旅行会社等

#### 【交付金の流れ】

交付率最大5.5/10 特別交付税措置

内閣府



事業実施主体 (都道県又は市町村)



対象経費を補助

### 事業実施者(協議会形式も可)

- •旅行会社
- 運送・宿泊サービス 事業者
- •観光協会
- ・地元の観光 業従事者等
- 採れたての魚介類を使った漁師め しの提供、ネイチャーガイドによる 島めぐり・トレッキング等を含む滞在 プランを企画。参加者から評価を収

集し、プランをブラッシュアップ



マリンアクティビティや星空ツア一等 の体験型のツアーを企画。雑誌等 で情報発信し、ツアーの販売を旅 行業者に委託又はツアーとセットの 企画航空券として割安で販売

# 事業の概要

#### (1)事業実施主体

地方公共団体(都道県又は市町村)

#### (2)事業実施者

- ①地方公共団体(都道県又は市町村)
- ②地方公共団体、観光協会、民間事業者 等により構成される協議会等
- ③観光協会、旅行会社、運送・宿泊サー ビス事業者その他滞在型観光を担う民間 事業者等

#### (3)対象経費

- ①旅行商品、企画乗船券・企画航空券又 は滞在プランの企画・開発・宣伝費
- ②旅行商品に組み入れる観光サービスの 提供のための実証経費
- ③企画、開発した旅行商品等の販売を促 進するための経費(割引分)

#### (4) 負扣割合

国 5.5/10、地方公共団体 4.5/10

実施者